In brief
The latest news in financial reporting

pwc

No. US2015-26
July 31, 2015

IASBが収益基準を修正する公開草案を公表 ーFASBもさらなる公開草案を間もなく公表予定

要点

IASB が収益基準の修正を提案する公開草案を公表しました。FASB は、すでに公表済みのいくつかの修正案に加え、収益を総額表示するか純額表示するかのガイダンスに対する修正を含むさらなる公開草案を間もなく公表する予定です。

最新の動向

国際会計基準審議会（IASB）は、7月30日に、利害関係者が提起し移行リソースグループが議論を行った適用上の論点に対応するため、新収益基準に対する修正を提案する一括した公開草案を公表しました。またIASBは、7月22日に、新収益基準の発効日を1年延期し、2018年1月1日以後開始する事業年度まで遅らせることを最終確定する決定を行いました。

IASBの公開草案には、知的財産のライセンスの会計処理および本人か代理人か（収益を総額表示するか純額表示するか）の検討に関するガイダンスに対する修正が含まれています。IASBは、経過措置に関連する追加的な実務上の便法および新収益基準に付随する設例の修正も提案しています。コメントの募集期間は10月28日までとなっています。

米国財務会計基準審議会（FASB）は、新収益基準を修正する2つの追加の公開草案を公表する予定です。PwCは、1つ目の公開草案は、本人か代理人かの検討に関連するIASBの提案を反映したものになると見込んでいます。2つ目の公開草案には、追加的な狭い範囲の改善および新たな実務上の便法が含まれると見込まれます。

知的財産のライセンス

IASBの公開草案は、知的財産のライセンスから生じる収益を「一定の期間にわたり」認識すべきか、「一時点で」認識すべきかを明確化するため、ライセンスに関するガイダンスを修正しています。企業は、知的財産に著しく影響を与える活動を行っていると見込まれるときに、収益を一定の期間にわたり認識すると結論付けなければなりません。今回の修正では、(a)活動が知的財産の形式または機能を変更すると見込まれる、または(b)知的財産から便益を得る顧客の能力がその活動（例：ブランド・ネームまたはロゴ）から実質的に得られるかまたはその活動に依存している場合に、当該活動は知的財産に著しく影響を与えることを明確にしています。IASBの提案は、会計上の取り扱いを決定するために、ライセンスを「機能的（functional）」か「象徴的（symbolic）」かのいずれかに分類するFASBのアプローチと異なっています。

IASBの公開草案は、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤルティによる報酬について、知的財産のライセンスに係る収益認識に関するガイダンスをいつ適用するかを明確にしており、また、ライセンス契約の設例の一部を修正することも提案しています。

本人か代理人かの検討のガイダンス

IASBの本人か代理人かの検討に対する修正案では、契約における本人は財またはサービスを顧客に移転する前に、その財またはサービスを支配しているというガイダンスを保持しています。本公開草案は、支配の原則と指標との関係、「会計単位」の判定、ならびに支配の原則のサービスへの適用方法を明確化するため、対象を限定した改善を行っています。また本公開草案では、それに関連する設例の改訂および追加も提案しています。FASBは、本人か代理人かの検討に関して同様の修正を提案する公開草案を間もなく公表すると見込まれます。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

実務上の便法および設例

IASBの公開草案は、経過措置を簡素化するための新たな2つの実務上の便法を導入しています。1つ目の実務上の便法は、企業が(財務諸表に)表示する最も古い期間の期首現在において、その期首日付より前の契約変更を会計処理するために事後判断を使用することを認めています。FASBは、同様の実務上の便法を提案すると見込まれます。IASBの提案する2つ目の実務上の便法は、完全遡及適用の方法を選択している企業に、(財務諸表に)表示する最も古い期間の期首現在に完了した契約について修正再表示を行わない選択を認めるものです。FASBは、これについては実務上の便法を提案しないと見込まれます。

IASBの公開草案では、企業による履行義務の識別方法を明確化するために設例を修正し、また追加しています。この設例に対する修正は、FASBがすでに提案している修正案と類似していますが、同一ではありません。

なぜ重要か

IASBの公開草案は、実務の多様化のリスクを低減し、新収益基準の特定部分の適用に係るコストと複雑性を軽減することを目的としたものです。本公開草案は、新収益基準の中心となる原則を変更することを意図していません。ただし、本公開草案は、本人か代理人かの検討およびライセンスのガイダンスを含む、収益基準のより複雑ないくつかの側面の適用に影響を与えることになります。

IASBの公開草案は、FASBによって公表されている(または今後公表される)公開草案と同一ではありません。両審議会は、異なる文言にも拘わらず、多くの場合において財務報告の結果は類似するものになると述べました。しかしながら、ガイダンスの差異により、国際財務報告基準(IFRS)と米国会計基準(US GAAP)の下で異なる結論に至る例が生じる可能性があります。

次のステップ

IASBの公開草案に対するコメント募集期限は10月28日までとなっています。PwCは、FASBが本人か代理人かの検討に関するガイダンスの修正を提案する公開草案を、45日間のコメント期間を設けて間もなく公表すると見込んでいます。さらにFASBは、回収可能性および現金以外の対価に関するガイダンスの修正といった狭い範囲の改善、ならびに、顧客から回収した売上税の表示および移行時の契約変更の会計処理に関する新たな実務上の便法を含むもう1つの公開草案を公表する予定です。

より詳しい情報については、In transitionおよびCFOdirect.comのRevenue recognitionのページをご参照ください。

© 2015 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。